

(仮称) 西東京市個人情報保護法施行条例等の概要について

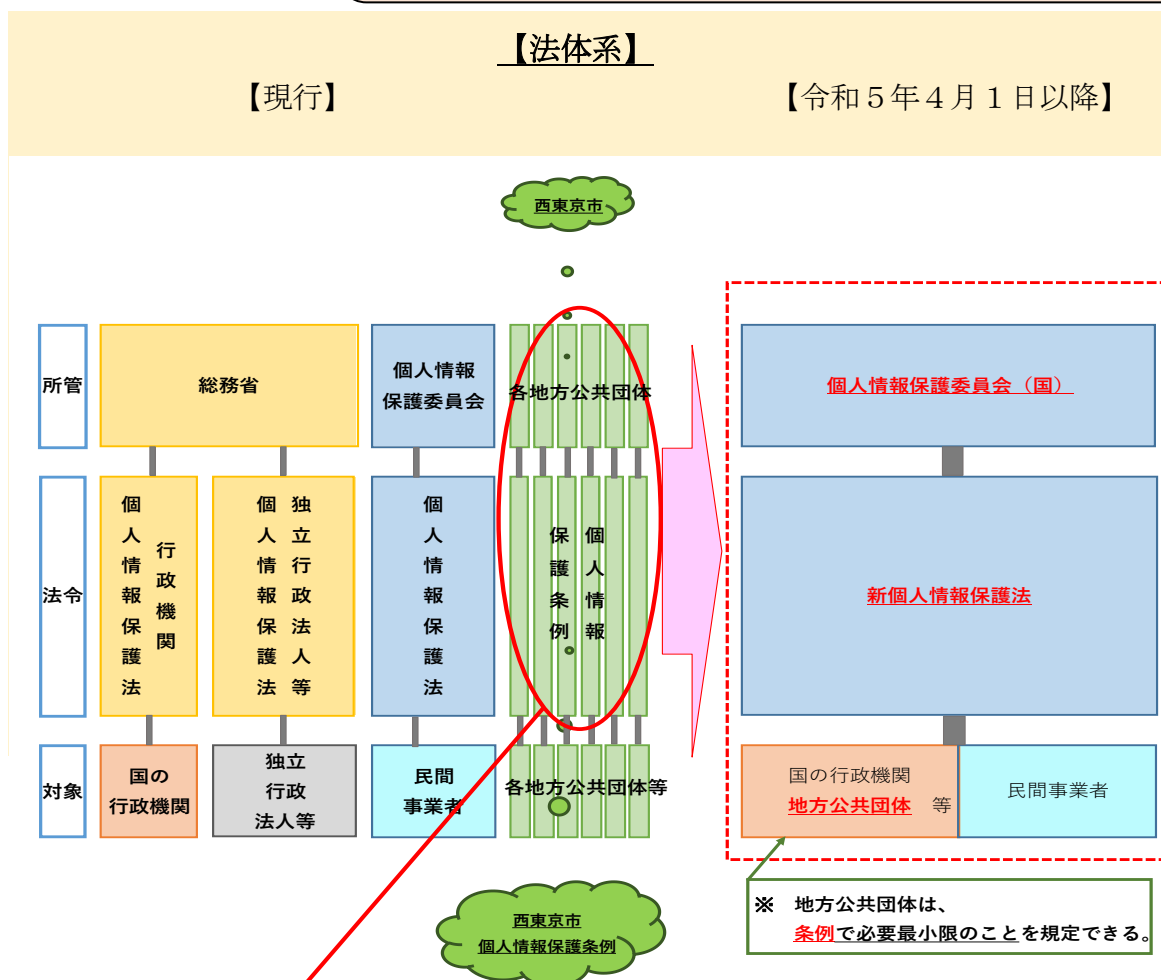
1 制定の趣旨

これまで、西東京市では、市が制定した条例により個人情報保護制度を運用してきました。

今般、国によるデジタル化の推進に伴い、個人情報の保護に関する法律が一部改正され（以下「新個人情報保護法」といいます。）、個人情報保護制度が国により統一化されることとなりました。

これにより、令和5年4月1日以降の個人情報保護制度は、新個人情報保護法に基づいて運用することとなりますが、西東京市は、新個人情報保護法に反しない範囲で、各地方公共団体に裁量が認められている、現行の水準を維持するために必要な事項（例：開示決定の期限）や、各地方公共団体で定めることが必要な事項（例：開示請求に係る費用）については条例を制定することとしています。

下図は、個人情報保護制度の法体系になります。
 現行の個人情報保護制度は、各々の所管で運用されておりますが、令和5年4月1日からは国で統一した制度となります。



詳細は、次ページ

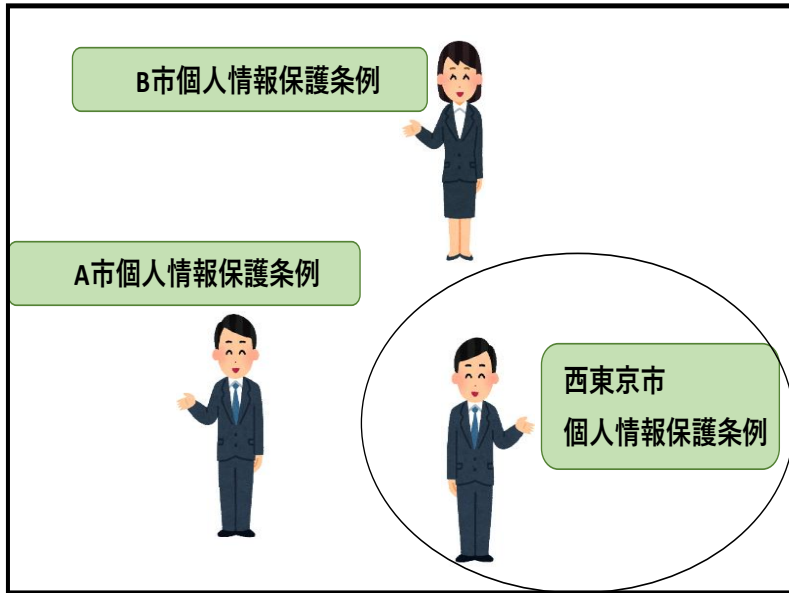
令和5年4月1日以降は、新個人情報保護法の下、西東京市個人情報保護法施行条例等を制定し、個人情報保護制度を運用していく予定です。

【新個人情報保護法と条例の関係性】

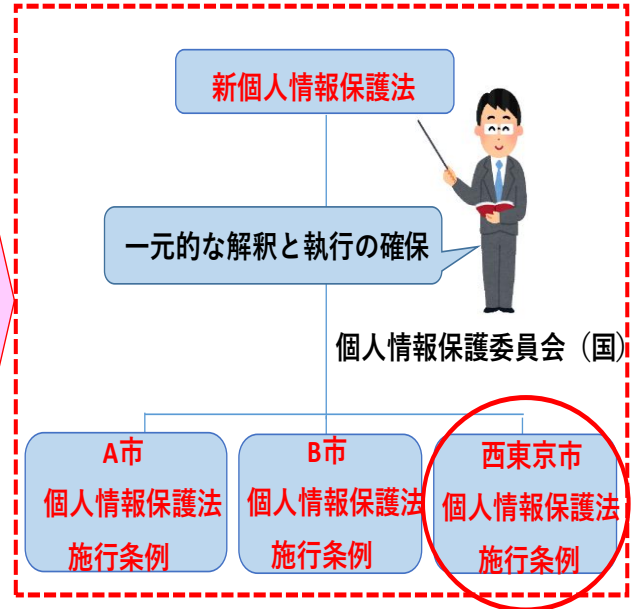
【現行】

【令和5年4月1日以降】

各地方公共団体が個別で規定



新個人情報保護法に基づき運用



西東京市においては、現行の水準を維持するために必要な事項や、条例で定めることが必要な事項（詳細は 2 以降）について、（仮称）西東京市個人情報保護法施行条例及び（仮称）西東京市個人情報保護・情報公開審査会条例において規定することとしています。

【条例化が可能な主な事項】

新個人情報保護法に反しない範囲で、各地方公共団体に裁量が認められている事項

◆現行の水準を維持するために必要な事項

- ・ 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表
- ・ 開示請求等の手続（開示決定の期限）
- ・ 審議会への諮問（新個人情報保護法上、許容されている諮問事項に限る。）
- ・ 審査会への諮問

◆条例で定めることが必要な事項

- ・ 開示請求に係る費用

2 (仮称) 西東京市個人情報保護法施行条例の主な規定内容

現行の西東京市個人情報保護条例の水準を維持するように規定しています。

定義 … 2-1

個人情報取扱事務登録簿 … 2-2

開示決定の期限 … 2-3

開示請求に係る費用 … 2-4

個人情報保護審議会の設置 … 2-5

ここから、
条例で規定する内
容になります。

詳細は、
資料2をご覧ください。

2-1 定義

定義

条例の適用範囲は、
市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員
員、農業委員会、固定資産評価審査委員会
です。

2-2 個人情報取扱事務登録簿の作成

個人情報取扱事務登録簿

現行の制度を移行

西東京市は、1,000人未満の個人情報を取り
扱う事務においても、独自で「個人情報取扱事
務登録簿」を作成します。

西東京市がどのような個人情報を保有し、ど
のような目的に利用するのかを明らかにし、市
民の皆様が自己情報について容易に開示請求等
をすることができるように、情報公開コーナー
(田無庁舎5階)に「(※)個人情報ファイル
簿」と「個人情報取扱事務登録簿」を配架しま
す。

(※) 新個人情報保護法により、西東京市が
1,000人以上の個人情報を取り扱う事務につい
ては「個人情報ファイル簿」の作成が必須とな
ります。

2-3 開示決定の期限

(市民の皆様等から開示請求をいただいてから、西東京市が開示の決定をするまでの期限)

開示決定の期限

現行と一緒にです。

- ・ 開示請求→決定 **14日**
※他自治体から西東京市に事案の移送がされた場合にあっては、**30日**
- ・ 期間延長が必要な場合 **+16日** →**最大30日**
※他自治体から西東京市に事案の移送がされた場合にあっては、**+30日** →**最大60日**

※新個人情報保護法の規定による新制度

- ・ 事案の移送とは、他自治体が受けた開示請求が、内容的に西東京市の事務に係るものである場合等は、他自治体から西東京市に送られ、西東京市が開示決定等を行います。

2-4 開示請求に係る費用

開示請求に係る費用

手数料は**無料**とします。

現行と一緒にです。

西東京市が保有している文書等の写しの交付を希望される場合にかかる写しの作成に要する費用（コピー代）や、送付に要する費用（郵送代）は、**実費**を負担していただきます。

2-5 個人情報保護審議会の設置

個人情報保護審議会の設置

現行から引き続き設置します。

個人情報保護制度の適正な運用を図るため、西東京市の附属機関として、**個人情報保護審議会**（以下「審議会」といいます。）を設置します。

審議会は、学識経験を有する者等8人以内をもって組織する予定です。

3 (仮称) 西東京市個人情報保護・情報公開審査会条例の主な規定内容

詳細は、
資料2をご覧ください。

現行の西東京市個人情報保護条例の水準を維持するように規定しています。

個人情報保護・情報公開審査会の設置 … 3-1

審査会の委員の人数・任命要件 … 3-2

3-1 個人情報保護・情報公開審査会の設置

個人情報保護・情報公開審査会の設置

現行と一緒にです。

開示請求に対する決定内容等に不服がある場合は、審査請求をすることができます。

審査請求について調査審議するために、西東京市の附属機関として、

個人情報保護・情報公開審査会
(以下「審査会」といいます。)を設置します。

3-2 審査会の委員の人数・任命要件

審査会の委員の人数・任命要件

現行と一緒にです。

審査会は、学識経験を有する者5人以内をもって組織する予定です。

4 今後のスケジュール

令和4年					令和5年			
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
パブコメ実施 (8/15~9/14)		パブコメ 公表 (予定)	議会上程 (予定)		周知期間			条例施行 (予定)